

地域における「避難行動要支援者」支援の手引き



京丹後市

令和6年3月

【はじめに】

近年、かつてない台風や豪雨、地震・津波といった災害が世界規模で発生し、大きな被害をもたらしています。

こうした突然の災害に見舞われたとき、最も被害を受けやすいのは、高齢者や障害者などの、いわゆる「災害時要配慮者」と呼ばれる人たちです。これらの災害時要配慮者は、避難に時間を要し、若しくは自力で安全な場所へ避難することが困難なことから、それぞれの地域において災害時要配慮者を支援する体制を確立することが急務となっていました。

このような中、京丹後市では、災害が発生したときや災害の恐れがあるとき、支援が必要な高齢者や、障害者などに対して、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けが、地域の中で速やかに安全に行えるように、平成21年6月に「災害時要配慮者避難支援プラン」を策定し、併せて、災害時に家族などの支援だけでは避難することが困難、または家族などの支援を受けられない在宅の方を対象とした「避難行動要支援者登録制度」を設け、本人同意に基づき「避難行動要支援者登録申出書兼台帳（個別登録台帳）」の作成及び情報共有を行ってきました。また、令和4年4月には、「京丹後市災害時避難行動要支援者名簿等の作成及び情報提供に関する条例」制定し、災害の発生に備えて名簿情報等を、情報提供の拒否をされた方を除いて、避難支援等関係者に提供することとなりました。登録された氏名や住所等の情報を、市の関係部署や行政区、自主防災組織、民生児童委員などに提供し、日頃から共有することで、災害に関する情報の伝達や、安否確認・避難誘導などの支援を、迅速かつ円滑に行うとともに、災害に備えた地域の協力体制づくりの推進を図ることを目的としています。

こうした避難行動要支援者にとって災害発生時に最も頼りになるのは、隣近所を始めとした地域の助け合いであり、従来から地域防災を担っている自治会や自主防災組織を始めとした地域コミュニティです。

また、日頃から避難行動要支援者と接している民生児童委員などの福祉関係者の役割も欠かせません。

避難行動要支援者の安全を守るために、こうした地域における支援者と避難行動要支援者が、日頃から築き上げた信頼関係をもとに、避難行動要支援者の状況を把握し、具体的な支援方法を確認しておくとともに、行政機関と連携した避難訓練の実施や、防災環境の整備をすることが大切です。

この「手引き」がめざすものは、地域と行政機関が責任と役割を分担しつつ、「自助」「共助」「公助」を基本とした「地域の助け合いネットワークづくり」をいかに進めていくかということにあります。この「手引き」をご覧いただき、それぞれの地域における具体的な取組の参考となれば幸いです。

1. 災害時要配慮者及び避難行動要支援者とは

1. 災害時要配慮者の範囲

災害発生時には、迅速で正確な情報収集や安全な避難行動が求められますが、ご高齢の方や障害のある方などは、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難となります。このような方々は、一般的に「災害時要配慮者」と言われ、災害発生時には、その人の状態に応じた配慮や支援が必要となります。京丹後市においては、次のような方を**災害時要配慮者**と位置づけています。

【災害時要配慮者】

1. 65歳以上の一人暮らし高齢者の方
2. 要介護3以上の認定を受けている方
3. 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方
4. 療育手帳A判定を受けている方
5. 精神障害者保健福祉手帳の1級・2級の交付を受けている方
6. 難病患者、小児慢疾患患者の方
7. 乳幼児
8. 妊産婦
9. 外国人
10. その他必要と認めた方

2. 地域住民による支援が必要な災害時要配慮者

災害時要配慮者の中には、同居の家族がいる人（ただし、日中に家族が不在な人は除きます。）や医療機関・施設等に入院または入所している人も含まれていますが、これらの人は災害時に周囲の人から、ある程度の支援が期待できます。一方で、家族以外の第三者の支援がなければ避難できない災害時要配慮者は、地域住民からの積極的な支援がなければ、重大な被害を受ける可能性がありますので、地域においてあらかじめ所在や状況などを把握し、支援方法を確認しておくなどの重点的かつ優先的な取り組みが求められます。このような方々を**避難行動要支援者**といます。

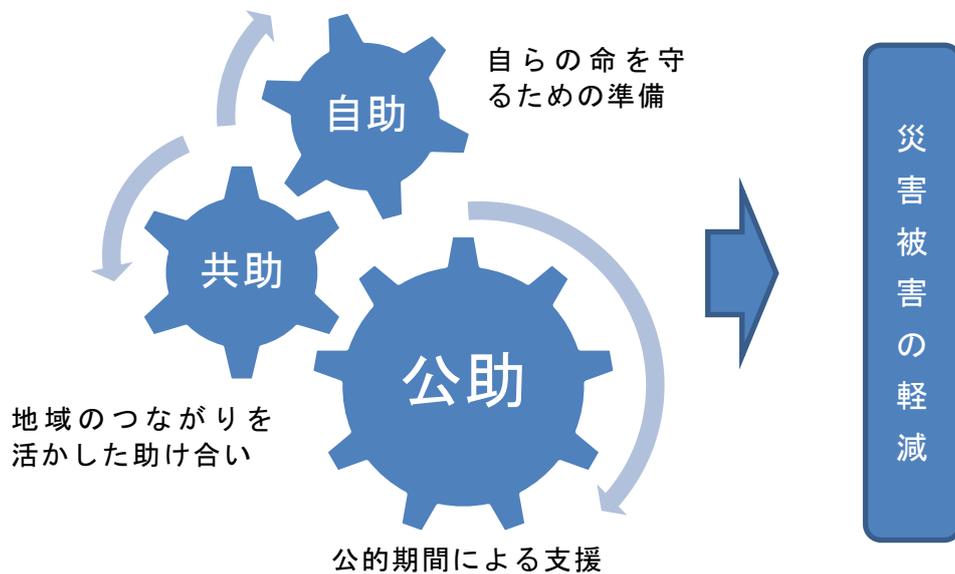


2. 地域の助け合いネットワークづくり

1. 地域における支援体制の必要性

地震などの大規模災害が発生したときは、交通網の寸断などのため、行政機関による救援体制が整うまでにある程度の時間を要することから、隣近所を始めとした地域における初動の取り組み（共助）が重要となります。

また、風水害等の予測可能な災害が発生した時も、行政機関が行う災害情報の伝達や避難所の運営、物資の供給などの救援活動（公助）が機能するためには、住民一人ひとりの適切な災害対応行動（自助）はもちろんですが、地域における自治会や自主防災組織を始めとした地域コミュニティの協力（共助）が欠かせません。



自助：自らの命を守るために一人ひとりの日頃からの備え
共助：住民同士や地域団体のつながりを活かした助け合い
公助：県や市町村等の公的機関による支援

2. 地域の助け合いネットワークづくりの主体

地域の助け合いネットワークづくりを進めるにあたっては、日頃から顔の見える範囲の組織を軸とした活動が望まれます。

このため、地域コミュニティの中心である自治会や自主防災組織が主体となって、民生児童委員などの福祉関係者と相互に連携して取り組むことが必要です。



3. 避難行動要支援者への支援

1. 避難行動要支援者登録台帳兼個別避難計画

避難行動要支援者の安否確認等の支援を円滑に行うために、避難行動要支援者の個々の特性についてあらかじめ確認しておく必要があります。

①支援に必要な事項

「避難行動要支援者登録台帳兼個別避難計画」において確認しておくべき項目は、次のとおりです。

【避難行動要支援者登録台帳兼個別避難計画】

(1) 医療・福祉のこと

要支援者の主な疾患・障害、使用中の生活用具、医療器具、服用中の薬、かかりつけ医、利用している介護サービスなどを記載しています。

(2) 家族のこと

緊急時に連絡する家族の連絡先などを記載しています。

(3) 私の避難支援者

1～3名の避難支援者が登録されています。

(4) 避難予定場所

大雨・洪水のとき、大地震のときの避難予定場所を記載しています。

(5) 情報伝達での留意事項

情報を本人に伝達する際に留意すべき点（筆談が必要など）を記載しています。

(6) 避難誘導時の留意事項

避難所への避難誘導時において留意すべき点（車イス、担架の使用など）を記載しています。

(7) 避難生活での留意事項

避難所において留意すべき点（歩行、トイレ、食事、介護などに関すること）を記載しています。

(8) 特記事項

本人の住んでいる区域が「土砂災害危険区域」なのか「浸水想定区域（3m以上）」なのか、利用しているサービスの利用日や特に知っておいてほしいことなどを記載しています。



* 避難支援者とは

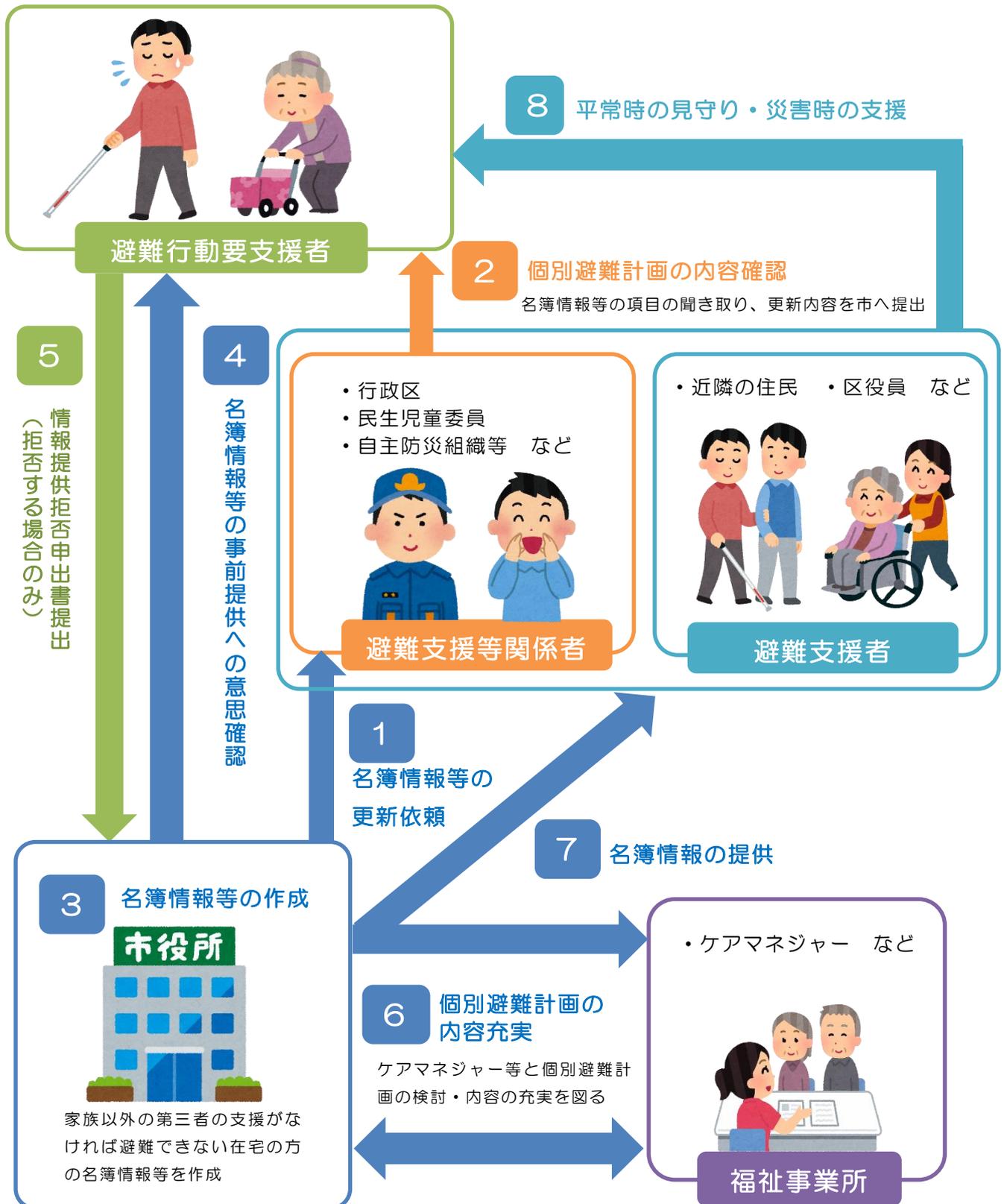
「避難行動要支援者」に対する日頃からの見守りや、災害が発生しそうな場合や災害が発生した時に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援を行っていただく方です。

なお、避難支援者は、あくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うものであり、「避難行動要支援者」の避難誘導等に関して、その責任を負うものではありません。

②避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

避難行動要支援者登録台帳兼個別避難計画（名簿情報等）については、年に1回更新をしていきます。

【全体イメージ図】



【台帳更新の流れ】

名簿情報等の更新依頼

行政区長、民生児童委員に名簿情報等の更新を依頼し、既存の個別避難計画の見直しや避難行動要支援者の抽出・個別避難計画の作成を行います。

避難行動要支援者名簿に登録

市が避難行動要支援者名簿に登録します。

名簿情報等の事前提供に対する意思確認

市は新たに登録された要支援者本人に対し、名簿情報等の事前提供の可否について意思を確認します。

個別避難計画の内容充実

市は要支援者の状況に応じ、福祉専門職（ケアマネジャー等）と連携し個別避難計画の検討を行い、内容の充実を図ります。

名簿情報等の提供

③の意思確認で、事前提供を拒否された要支援者以外の名簿情報等を「避難行動要支援者登録台帳兼個別避難計画」により避難支援等関係者に提供します。

見守り活動の実施

避難支援等関係者が中心となって、事前提供を受けた名簿情報等を活用した要支援者への声かけや見守り活動を行います。

災害時の避難支援等の実施

避難支援や避難所での生活支援を行います。



…地域主体で実施



…市で実施

③避難行動要支援者への情報伝達

市は、地震や風水害、土砂災害などの災害が発生又は発生するおそれがある場合には、防災行政無線などにより、避難に関する情報をお知らせします。

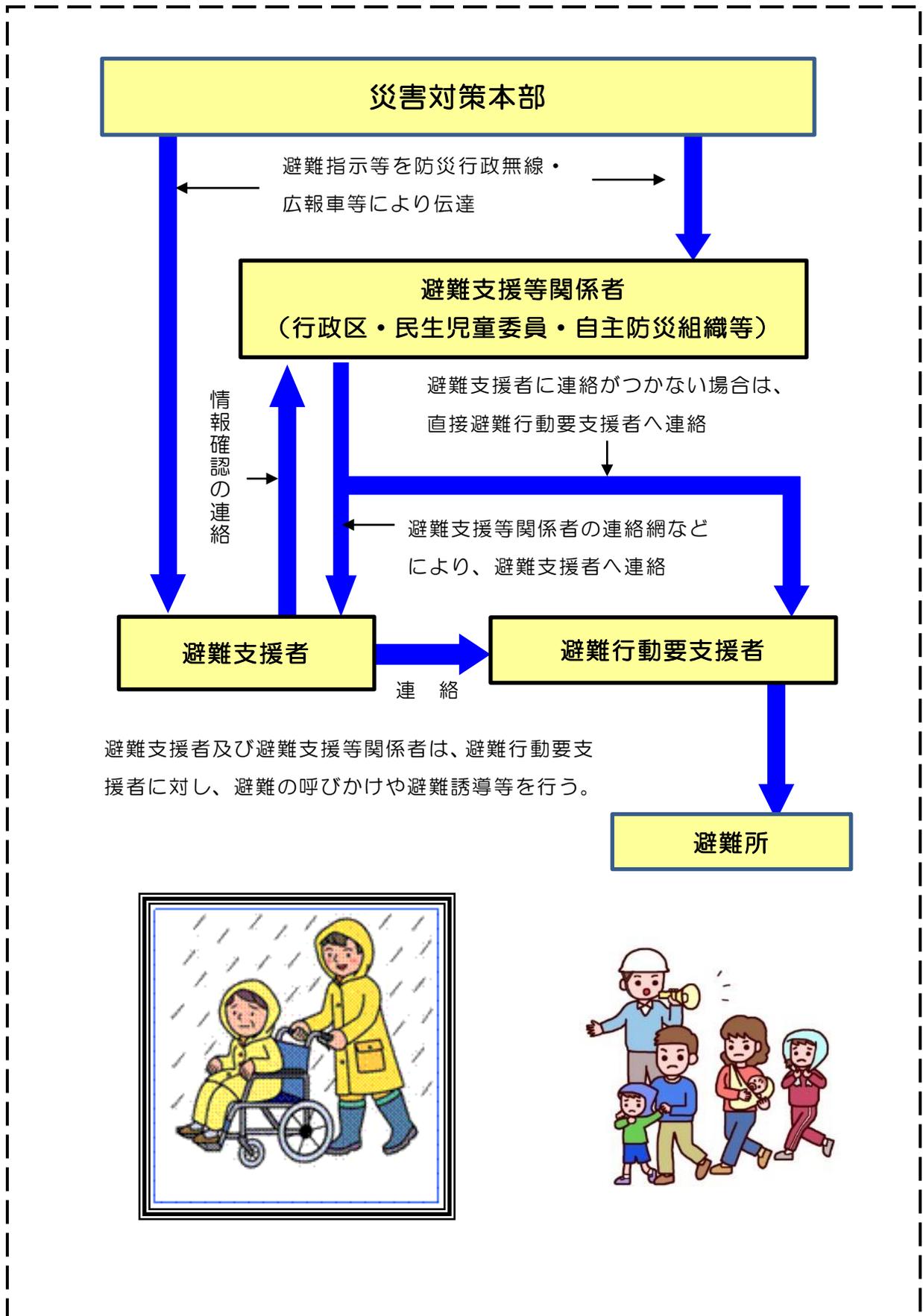
避難に関する情報には、次に示すように、発令時の状況に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3段階の情報があります。

【避難に関する情報の区分と住民に求める行動】

	区 分	発令時の状況	住民に求める行動
第1段階	警戒レベル3 高齢者等避難	災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況	高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保） 上記以外の方は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難
第2段階	警戒レベル4 避難指示	災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
第3段階	警戒レベル5 緊急安全確保	居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況	立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。



【情報伝達の流れ】



2. 「避難行動要支援者登録台帳兼個別避難計画」の活用

災害発生時に、避難行動要支援者に対して適切な避難支援活動を行うことができるように、地域で協力して防災訓練の実施や防災環境の点検等を行い、地域の助け合いネットワークづくりを推進しましょう。ただし、災害支援以外のことに活用することはできません。

①防災訓練の実施

避難行動要支援者の支援体制が、実際の災害時に有効に機能するのかを検証し、問題点が発見された場合は、避難行動要支援者の支援体制について改善を行うことが必要となります。防災訓練は、その有効性を検証する手段のひとつとなりますので、避難行動要支援者本人とその避難支援者もできるだけ参加をし、予定どおりに避難支援が行えるかどうかの確認をしましょう。

『防災訓練時に意識しておくべきポイント』

- (1) 避難支援者が複数いる場合、誰がメインに安否確認を行うのか、メインの避難支援者が不在のとき（訓練に参加できないとき）、予定どおりに次の順位の避難支援者が安否確認を行えたかなどを確認しましょう。
- (2) 避難路として予定しているルートが、避難行動要支援者の避難支援を行いながらも、安全に避難支援を行えるかなどを確認しましょう。
- (3) 避難支援を車イスで行う、担架で行うなど予定している避難支援方法で安全に無理なく避難支援ができるのかを確認しましょう。

②防災環境の点検

阪神・淡路大震災では、犠牲者のうち約8割が倒壊した家屋や倒れた家具による圧死でした。地震災害では、家の安全対策の実施が生死を分けることにつながります。自分の身は自分で守ることを基本に、次の項目について確認しておきましょう。

【防災環境の点検項目】

ア. 家の中の安全対策の点検

- ・家具などを固定金具やつっぱり棒で固定し、転倒・落下防止を行う。
- ・出入り口や通路にできるだけ物を置かない。
- ・窓ガラスに透明フィルムなどを貼って、飛散を防止する。
- ・住宅の「耐震診断」を受け、必要な補強を行う。

イ. 非常持出品と非常備蓄品の確認

- ・災害時すぐに持ち出す非常持出品をリュックサックなどにまとめておく。
- ・救援物資が届くまでの数日間を支える非常備蓄品として、最低3日間は自活できるように飲料水や食料、固形燃料などの備蓄を行う。



③災害に備えた日頃の取組（例）

■災害に備えてマップの作成等に利用

避難支援等関係者が避難行動支援名簿を用いた防災避難支援マップを作成して、情報を集約・整理し、どこにどのような要支援者がいるのかを把握し、避難支援者の割り振りなどに活用します。また、市からのハザードマップなども活用し、安全に避難できる経路の把握に活用します。

【イメージ】



平成23年8月
国土交通省近畿地方整備局
「マイ防災マップ・マイ防災プラン作成の手引き【安全な避難のために】より

■避難支援につながるよう日頃からの声掛け・見守りによる関係づくりや要支援者とのつながりが構築されるような取組に利用

例えば、平常時に、要支援者の方と一緒に、街歩きをし、避難場所や危険個所を確認したり、顔見知りになるきっかけを作ることなどに活用します。

非常持出品リスト

共通持出品リスト	一次持出品の例	
	<p>災害発生時、最初に持ち出すもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食料 クラッカー・ビスケット・乾パン・缶詰など、火を通さず食べられるもの ●飲料水 ミネラルウォーター、お茶のペットボトルなど ●救急セット 胃腸薬・解熱剤・かぜ薬・目薬・傷薬・脱脂綿・包帯・ばんそうこう ●衣類 帽子・上着・下着・タオル・雨具・軍手など ●貴重品 多少の現金（公衆電話用硬貨）・通帳・印鑑・健康保険証や住民票の写し ●その他 懐中電灯・乾電池・ロウソク・マッチ・ライター 携帯ラジオ（AM、FM両用のもの）・携帯電話・緊急連絡先手帳 ヘルメット（防災頭巾）・カイロ 缶切り・栓抜き・ナイフ・紙食器・紙コップ・ラップフィルム ビニール袋・ウェットティッシュなど 	
災害時要配慮者の備えの例	二次持出品の例	
	<p>災害から復旧するまでのために、3日以上用意しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食料 缶詰・レトルトご飯・アルファ米（水を入れれば食べられる乾燥ご飯） 乾燥食品・栄養補助食品・チョコレート・あめなどの菓子類・調味料など ●水 大人1人あたり、1日3リットル ●燃料 卓上コンロ・ガスボンベ・固形燃料など ●その他 寝具（毛布・寝袋など）・洗面道具・ポリタンク、バケツ・調理道具 アウトドア用品・化粧品など 	
災害時要配慮者別持出品リスト	災害時要配慮者の備えの例	
	区 分	持ち出し品
	寝たきり高齢者 認知症高齢者	紙おむつ・携帯トイレ・おむつ交換用ビニールシート 幅広いひも（おぶいひも）・服用中の薬、お薬手帳など
	視覚障害者	手袋・眼鏡・白杖・時計（音声・触知式等）・点字版・服用中の薬など
	聴覚障害者	補聴器（専用電池）・メモ用紙、筆記用具（筆談用）・笛・警報ブザー・メール機能付き携帯電話・文字放送付き携帯ラジオなど
	肢体不自由者	紙おむつ・携帯トイレ・おむつ交換用ビニールシート・おぶいひも 予備の車いす・タオルケット・補装具・電動車いす用バッテリーなど
	内部障害者 難病患者	携帯用トイレ・服用中の薬・食事セット（治療食） 〈じん臓障害〉 透析施設リスト・透析検査データのコピーなど 〈呼吸器障害〉 携帯用酸素ボトルなど 〈ぼうこう・直腸障害〉 ストマ装具・洗腸セット（水・ウェットティッシュ・ビニール袋・輪ゴム・はさみ）など
	知的障害者	服用中の薬、お薬手帳、本人がこだわりを持っている身の回り品 本人が食べられる食料など
	精神障害者	服用中の薬、お薬手帳、水など
	乳幼児	紙おむつ・ウェットティッシュ・粉ミルク・ミネラルウォーターなど
外国人	パスポートなど	

* 手帳所持者は、手帳の写しを非常持出袋等に用意しておく。

* 服用中の薬がある人は、かかりつけ病院名、病名、薬の種類等を書いたリストを作成しておく。

4. 土砂災害の主な前兆現象

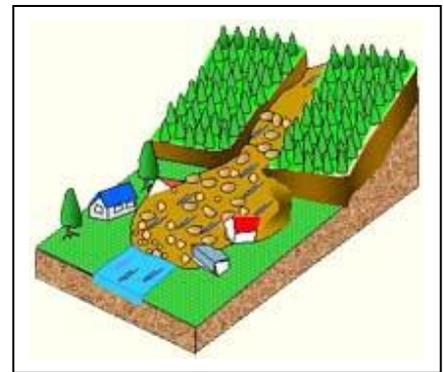
人命や大切な財産を一瞬のうちに奪う土砂災害。土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害は、主に雨や地震などが引き金となって発生します。梅雨時期・台風時期に土砂災害が多いのが特徴です。

そのような土砂災害から身を守るためには「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けることが大切です。

こんなときは、**要注意！**土砂災害の**前兆**です。**早めの避難**を心掛けましょう。

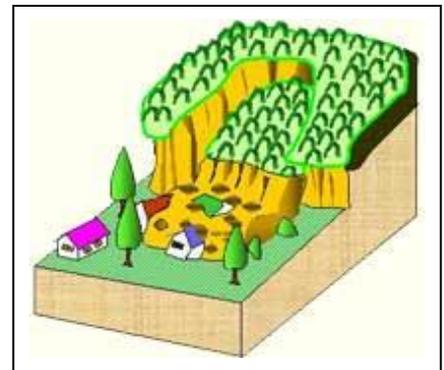
土石流

- 山鳴りがする
- 腐った土の臭いがする
- 雨が降り続けているのに川の水位が下がる
- 川が急に濁り、流木が混ざっている



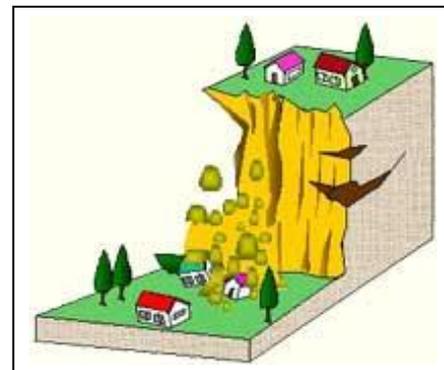
地すべり

- 沢や井戸の水が濁る
- 地面にひび割れができる
- 家やよう壁に亀裂が入ったり、傾いたりする
- 斜面から水が吹き出す



がけ崩れ

- がけから小石がぱらぱらと落ちてくる
- がけから木の根が切れる等の音がする
- がけに割れ目が見える
- がけから水が湧き出ている



5. 災害時要配慮者の特性に応じた避難支援のポイント

○ひとり暮らし高齢者

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・体力が衰え行動機能が低下している場合や、緊急事態の察知が遅れる場合がある。
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ直接的な情報伝達が必要
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。 ・トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 ・おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設ける。

○寝たきり高齢者

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 ・自力で行動することができない。
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましいが、移動用具が確保できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 ・日頃から服用している薬があれば携帯する。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・援助が必要な人に対してホームヘルパー等を派遣する。

○認知症高齢者

特	徴
<ul style="list-style-type: none"> ・自分で判断し、行動することが困難な場合がある。 ・自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 	
情報伝達の配慮事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。 	
避難誘導時の留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させる（一人にはしない）。 ・災害の不安から大声や奇声をあげたり、異常な行動をしても、叱ったりしない。 ・激しい興奮状態が続くような時は、家族等身内が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにする。 	
避難所での留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や行動障害が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、きめ細かなケアを行い、精神的な安定を図る。 ・徘徊の症状がある場合には、周囲の人にも声をかけてもらうよう頼んでおく。 	

○視覚障害者

特	徴
<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知することが困難 ・日常の生活圏外では、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要 	
情報伝達の配慮事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報伝達及び状況説明が必要 	
避難誘導時の留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・日常の生活図であっても災害時には認知地図が使用不能となる場合がある。 ・白杖を持たない方の手で支援者の肘の上を掴んでもらい、歩行速度に気をつけながらゆっくり歩く。このとき白杖や腕を掴んだり、後ろから押したりしない。 ・段のある所では、段の手前で立ち止まり、段が上がるのか下がるのか伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。 ・盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり、さわったりしない。 	

避難所での留意点

- ・本人の意向を確認の上、できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。
- ・視覚障害者には、構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報の提供に努める。また、携帯ラジオ等を配布する。
- ・ガイドヘルパー等の配置に努める。
- ・白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。
- ・仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が楽に行えるように配慮する。

○聴覚障害者

特 徴

- ・音声による情報が伝わらない（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない）。
- ・必ずしも手話ができるわけではない。

情報伝達の配慮事項

- ・正面から口を大きく動かして話す。※マスク着用時は、マスクを外して話す。
- ・文字や絵を組み合わせることで情報を伝える。
- ・盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。
- ・掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送用テレビを避難所に設置することに努める。

避難誘導時の留意点

- ・手話、筆談、身振り等で状況説明を行い、避難所等へ誘導する。

避難所での留意点

- ・広報掲示板を設置するなど市、音声により連絡する場合は、必ず文字で掲示する。
- ・手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要
- ・手話通訳者、要約筆記者の配置に努め、掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送対応機器等を活用するなど報道機関からの情報が得られるよう配慮する。また、伝える際は、できるだけわかりやすい言葉を使い、正面から口を大きく動かして話し、掲示板等の漢字にはルビをふるよう配慮する。
- ・聴覚障害者を含む避難者全員に連絡事項等を伝える場合は、光などを使用し、注目をしてもらってから伝える。
- ・補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。
- ・手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできるだけ近くに集まってもらい、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。

○盲ろう者

- ・障害が重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的に介助が必要になる。単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮する。
- ・必要に応じて介助者、通訳者の配置に努める。
- ・触手話や指点字、手のひらに文字を書く等の手段により状況を伝える。

○肢体不自由者

特 徴	
	<ul style="list-style-type: none">・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補助具が必要
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none">・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none">・自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。
(車いすを使用する場合)	
<ul style="list-style-type: none">・段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車いすの前輪をあげ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。上るときは車いすを前向きに、下るときは車いすを後ろ向きにするのが安全である。・緩やかな坂は車いすを前向きにして下りるが、急な坂は車いすを後ろ向きにし軽くブレーキをかけながらゆっくり下りるようにする。・階段を避難するときは、2人から3人で車いすを持ち上げてゆっくり移動する。	
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none">・車いすが通れる通路を確保する。・本人の意向を確認の上、できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むよう配慮する。・身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意し、本人の意向を確認の上、できるだけトイレに近い場所の確保に努める。・車いす等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。

○内部障害者・難病患者

特	徴
<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補助具が必要。 ・医薬品や医療機器を携行する必要があるため、医療機関や医療機器取扱業者等による支援が必要 	
情報伝達の配慮事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 	
避難誘導時の留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用している医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保するとともに、医薬品を携帯する。 ・自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 ・必要に応じて迅速に災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する。 	
避難所での留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な薬剤や、食事制限等疾患に関する必要な情報を確認することが必要 ・医薬品や衛生材料の確保が必要 ・医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施 ・避難所では、プライバシーが保たれ、ケアのできるスペースの確保が必要 	

○知的障害者

特	徴
<ul style="list-style-type: none"> ・急激な環境の変化に順応しにくい。 ・緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。 	
情報伝達の配慮事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に、わかりやすく情報を伝える。 ・絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ・落ち着いた口調で優しく接する。 	
避難誘導時の留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況や避難等の位置を、短く言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導する。 ・強い不安のため座り込んでしまうことなど、ショックによる行動をとることも考えられる。 ・動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切 ・発作がある場合、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談し指示を受ける。 	

避難所での留意点

- ・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。
- ・周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神的に不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要

○精神障害者

特 徴

- ・災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要
- ・服薬を継続することが重要であるため、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要

情報伝達の配慮事項

- ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
- ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。

避難誘導時の留意点

- ・災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて無理のない方法で誘導する。
- ・動揺している場合には、時間を取り気持ちが落ち着くよう支援することが大切
- ・強い不安や症状悪化がみられる場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関または保健所へ相談し指示を受ける。

避難所での留意点

- ・医療機関との連絡体制の確保が必要
- ・精神障害者の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるのでこの点に配慮した支援も必要
- ・精神障害者の状態の早期安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんできた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが必要

○妊産婦

特 徴

- ・行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。

情報伝達の配慮事項

- ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要

避難誘導時の留意点	
	・避難誘導を支援してくれる人の確保が必要
避難所での留意点	
	・避難生活で防音や衛生面での思いやりや心配りが必要

○乳幼児・児童

特 徴	
	・危険を判断し、行動する能力がない。 ・時間帯によっては保護者がいない児童がいる。
情報伝達の配慮事項	
	・家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	
	・保護者とともに避難する。
避難所での留意点	
	・乳幼児のためのベビーベッドを用意する。 ・夜泣き、吃音、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。 ・乳児に対して、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保に留意する。 ・被災による精神的な後遺症が強く残るおそれがあり、心のケアが特に必要

○外国人

特 徴	
	・日本語での情報が十分に理解できないため、避難や避難生活に支障をきたす恐れがある。
情報伝達の配慮事項	
	・わかりやすい日本語や外国語による情報提供や支援者への情報提供が必要
避難誘導時の留意点	
	・外国語の理解できる支援者の確保が必要 ・外国人の滞在理由も多様化しているため、外国人のニーズに合わせ、外国人雇用企業や宿泊施設などとの緊密な連携での情報提供が必要
避難所での留意点	
	・多言語による情報提供や外国語の理解できる支援者の確保が必要 ・宗教、風俗、慣習等への配慮が必要

6. 災害時要配慮者避難支援行動マニュアル

(1) 平常時

区 分	行 動 マ ニ ュ ア ル
地域支援機関 ・ 区 ・ 民生児童委員 ・ 自主防災組織 ・ その他	① 避難行動要支援者に対して普段からの見守りを行う。 ② 防災訓練等の中で、避難行動要支援者に対する情報伝達、避難経路の確認及び避難訓練等を行い、災害時の対応に備える。 ③ 避難行動要支援者の定期更新、随時更新について市と協力して業務を進める。
避難支援者（3名）	① 担当の避難行動要支援者に対し、普段からできる範囲での見守りを行う。 ② 避難行動要支援者とともに防災訓練等に積極的に参加し、情報伝達、避難経路の確認等を行い、災害時にとるべき行動を確認する。 ③ 避難行動要支援者の状態に変化が見られ、個別避難計画の変更が必要な場合は、区長又は民生児童委員に報告する。
京丹後市	① 避難行動要支援者の定期更新、随時更新について地域支援機関と協力して業務を進める。 ② 自主防災組織等が行う防災訓練等を支援する。
社会福祉協議会	① 福祉委員や地域福祉推進組織による、避難行動要支援者の状況把握及びふれあいサロン等の事業をとおしての見守りを進める。

(2) 高齢者等避難、避難指示等発令時

区 分	行 動 マ ニュ ア ル
地域支援機関 ・ 区 ・ 民生児童委員 ・ 自主防災組織 ・ その他	① 地区内の避難行動要支援者の情報収集を行う。 ② 状況が把握できない避難行動要支援者については、地域支援機関内で協力し、状況の把握を行う。 ③ 状況によっては避難行動要支援者に対し、避難の呼びかけや避難誘導等を行う。 ④ 行政等の支援が必要な場合は、市に連絡する。
避難支援者（3名）	① 避難行動要支援者の安全確認を行い、状況によっては避難の呼びかけや避難誘導等を行う。 ② 地域支援機関に避難行動要支援者の状況等を報告する。
京丹後市	① 防災行政無線・広報車等の伝達媒体を利用した情報伝達を行う。 ② 地域支援機関と連絡を取り合い、避難行動要支援者の状況把握を行う。
社会福祉協議会	① 福祉委員や地域福祉推進組織と共に、避難行動要支援者の状況把握に努める。

(3) 災害発生直後

区 分	行 動 マ ニ ュ ア ル
地域支援機関 ・ 区 ・ 民生児童委員 ・ 自主防災組織 ・ その他	① まずは自らの安全及び家族の安全を確認する。 ② 地区内の避難行動要支援者の情報収集を行い、状況を把握して市に報告する。 ③ 状況が把握できない避難行動要支援者については、地域支援機関内で協力し、状況の把握を行う。 ④ 避難行動要支援者に対し、避難の呼びかけや避難誘導等を行う。 ⑤ 避難行動要支援者の家屋が被災している場合は、近隣住民と協力し、救助活動を行う。 ⑥ 行政等の支援が必要な場合は、市に連絡する。
避難支援者（3名）	① まずは自らの安全及び家族の安全を確認する。 ② 避難行動要支援者の家屋が被災している場合は、近隣住民と協力し、救助活動を行う。 ③ 避難行動要支援者の安全確認を行い、避難の必要があれば避難所まで避難誘導を行う。 ④ 地域支援機関に避難行動要支援者の避難状況等を報告する。
京丹後市	① 市民からの情報提供や問い合わせ、要望等に可能な限り対応する。 ② 福祉避難所及び福祉施設等の被害状況を確認し、ショートステイ等の対応が可能かどうかを調査し、被災者への対応に備える。 ③ 地域支援機関に問い合わせ、避難行動要支援者の安否確認を行う。
社会福祉協議会	① 必要なボランティアを募集し、状況に応じて避難所等に派遣する。 ② 社会福祉協議会が把握した情報を市に提供する。

(4) 災害発生後しばらくして

【災害収束時（災害が軽微で間もなく避難所から帰宅できる場合）】

区 分	行 動 マ ニ ュ ア ル
地域支援機関 ・ 区 ・ 民生児童委員 ・ 自主防災組織 ・ その他	① 避難行動要支援者が安全に帰宅できるよう努める ② 避難行動要支援者の帰宅状況を確認し、市に報告する。
避難支援者（3名）	① 避難行動要支援者の帰宅の手助けを行う。 ② 避難行動要支援者が帰宅したことを地域支援機関に報告する。

京丹後市	① 避難者全体の安全を確保し、必要な人には帰宅の支援を行う。 ② 地域支援機関に連絡をとり、避難行動要支援者全員の帰宅を確認する。
社会福祉協議会	① 福祉委員や地域福祉推進組織と共に、避難者の帰宅支援を行う。

(5) 災害発生後しばらくして

【災害発生 2～3 日後（避難が長期化する場合）】

区 分	行 動 マ ニ ュ ア ル
地域支援機関 ・ 区 ・ 民生児童委員 ・ 自主防災組織 ・ その他	① 区民の避難生活を把握し、要望等を市に連絡する。 ② 民生児童委員さんを中心に避難行動要支援者の相談相手となり、困りごとなどを市に連絡し、避難生活の改善に努める。
避難支援者（3名）	① 避難行動要支援者の避難生活の手助けを行う。
京丹後市	① 避難者全体の情報把握に努める。 ② 避難行動要支援者等の健康管理及び緊急物資の支援等を行う。 ③ 長期避難に備え、状況により仮設住宅等の確保を行う。
社会福祉協議会	① 被災者支援を行うため、災害ボランティアセンターを運営し、復旧に努める。 ② 京都府及び他市町の社会福祉協議会・災害ボランティアセンターに協力を求める。

*台帳等の保管について（お願い）

避難行動要支援者登録台帳兼個別避難計画（以下台帳等といいます）には個人情報記載されているため、慎重に取り扱う必要があります。

情報を共有していただく皆様は、台帳等を厳重に保管いただき、災害時の支援以外の目的で利用しないとともに、台帳等に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密事項について、他に漏らすことのないよう、ご注意願います。

○京丹後市災害時避難行動要支援者名簿等の作成及び情報提供に関する条例

令和4年3月31日

京丹後市条例15号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づく避難行動要支援者名簿等の作成及び避難支援等関係者に対する名簿情報等の提供に関し、名簿情報等の提供に係る要件の特例その他の必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

第2条～第3条 略

（名簿情報等の提供）

第4条 市長は、災害の発生に備え、法第49条の11第2項及び第49条の15第2項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報等を提供するものとする。ただし、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報等の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報等を提供することができない。

第5条 市長は、提供した名簿情報等の管理状況を確認するために必要があると認めるときは、前条第1項又は第3項の規定により名簿情報等の提供を受けた者（以下「名簿情報被提供者」という。）に対し、当該名簿情報等の管理状況に関する報告を求め、又は当該名簿情報等の管理状況を検査することができる。

（名簿情報等の漏えいの防止のための措置）

第6条 名簿情報被提供者は、当該提供を受けた名簿情報等の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（利用及び提供の制限）

第7条 名簿情報被提供者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報等を自ら利用し、又は提供してはならない。

（守秘義務）

第8条 名簿情報被提供者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報等を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、法第49条の13及び第49条の17の規定により、正当な理由がなく、当該名簿情報等に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

発行：京丹後市健康長寿福祉部 生活福祉課

〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷 691 番地

TEL:0772-69-0310 FAX:0772-62-1156
